

『「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン』及び
『信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン』の解説

2023年10月13日

株式会社東京証券取引所株式会社部

東京証券取引所では、信用取引の過度な利用を未然に防止することや市況の過熱化を抑制するために、運用基準に関するガイドラインとして『「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン』及び『信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン』を設け、基準に該当した銘柄について、日々公表銘柄への指定や委託保証金の率の引上げ措置等を実施しております。

これらのガイドラインについて、内容がわかりづらいといったご意見や、ガイドラインの読み方に関するご質問をたびたび頂戴していることを受けて、この度、ガイドライン解説のための資料を作成しました。

次のページから、ガイドラインの記載内容を枠の中に示した上で、各所の解説を付しています。

なお、わかりやすさのため、簡略化して記載している箇所がありますので、詳細は『「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン』及び『信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン』をご確認いただき、本資料はガイドラインを理解するための補助資料としてご活用ください。

以上

目次

「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン	2
I. 指定基準.....	2
I. 指定基準 — 1. 残高基準.....	3
I. 指定基準 — 2. 信用取引売買比率基準.....	4
I. 指定基準 — 3. 売買回転率基準.....	6
I. 指定基準 — 4. 特例基準.....	8
「I. 指定基準」の注記.....	9
II. 解除基準.....	11
「II. 解除基準」の注記.....	14
III. その他.....	15
信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン	17
I. 実施基準 — 1. 第一次措置の実施基準.....	17
I. 実施基準 — 2. 第二次措置の実施基準.....	19
I. 実施基準 — 3. 第三次措置の実施基準.....	22
I. 実施基準 — 4. 第四次措置の実施基準.....	24
「I. 実施基準」の注記.....	27
II. 委託保証金の率の引上げ等の措置の内容.....	29
III. 解除基準.....	30
「III. 解除基準」の注記.....	32
IV. その他.....	34

「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン

株式会社東京証券取引所（以下「当取引所」という。）は、個別銘柄に係る信用取引の過度の利用を未然に防止するため、以下のとおり「日々公表銘柄」の指定等に関してガイドラインを設け、指定基準に該当した銘柄について「日々公表銘柄」に指定し、信用取引残高を日々公表する。

- 個別銘柄の売買取引において信用取引が過度に利用されると、株価の変動を激化させるおそれがあります。そこで、信用取引の過度な利用を未然に防止するため、東京証券取引所では「日々公表銘柄」の指定等に関してガイドラインを設け、これに該当した銘柄についてその旨を公表する（※1）とともに、毎日の信用取引残高をその翌営業日に公表する（※2）こととしています。
- 日々公表銘柄制度は、投資者に注意を促すための制度であり、信用取引の利用そのものを制限するものではありません。

（※1） 「信用取引に関する日々公表等」－「日々公表銘柄」

<https://www.jpx.co.jp/markets/equities/margin-daily/index.html>

（※2） 「信用取引残高等」－「個別銘柄信用取引残高表」

<https://www.jpx.co.jp/markets/statistics-equities/margin/index.html>

I. 指定基準

I. 指定基準

次に掲げる1.～4.の基準のいずれかに該当した銘柄については、「日々公表銘柄」に指定する。

- 日々公表銘柄への指定には4つの基準があり、いずれかもしくは複数の基準に該当した銘柄は、日々公表銘柄に指定されることとなります。
- 各指定基準について、具体的な数値を用いた該当イメージや簡略化した基準等で解説します。

I. 指定基準 — 1. 残高基準

1. 残高基準

次のいずれかに該当する場合

イ. 売残高の対上場株式数比率が10%以上で、かつ、売残高の対買残高比率が60%以上である場合

ロ. 買残高の対上場株式数比率が20%以上である場合

- 本基準を簡略化すると以下のとおりです。

1. 残高基準（イ）

① 「売残高の対上場株式数比率」 = $\text{売残高} \div \text{上場株式数} \geq 10\%$

② 「売残高の対買残高比率」 = $\text{売残高} \div \text{買残高} \geq 60\%$

1. 残高基準（ロ）

「買残高の対上場株式数比率」 = $\text{買残高} \div \text{上場株式数} \geq 20\%$

【基準への該当イメージ】

A社の残高状況等

	売残高（株）	買残高（株）	上場株式数（株）
1月30日	210,000 (1/29 申込日)	350,000 (1/29 申込日)	2,000,000

「売残高の対上場株式数比率」 = $210,000 \div 2,000,000 = 10.5\% \geq 10\%$

「売残高の対買残高比率」 = $210,000 \div 350,000 = 60.0\% \geq 60\%$

⇒ A社株式は「1. 残高基準」(イ)に該当し、1月30日付で日々公表銘柄に指定

B社の残高状況等

	売残高（株）	買残高（株）	上場株式数（株）
2月6日	10,000 (2/5 申込日)	220,000 (2/5 申込日)	1,000,000

「買残高の対上場株式数比率」 = $220,000 \div 1,000,000 = 22.0\% \geq 20\%$

⇒ B社株式は「1. 残高基準」(ロ)に該当し、2月6日付で日々公表銘柄に指定

I. 指定基準 — 2. 信用取引売買比率基準

2. 信用取引売買比率基準

3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。）

イ. 3営業日連続して信用取引の新規売付比率が20%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。）

ロ. 3営業日連続して信用取引の新規買付比率が40%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）

- 本基準を簡略化すると以下のとおりです。

2. 信用取引売買比率基準（イ）

3営業日連続して、

- ① $(\text{株価} - 25 \text{日移動平均株価}) \div 25 \text{日移動平均株価} \leq -30\%$
- ② 売買高 $\geq 1,000$ 売買単位
- ③ 信用取引の新規売付比率 = $\text{信用取引による新規売付けの数量} \div \text{売買高} \geq 20\%$

2. 信用取引売買比率基準（ロ）

3営業日連続して、

- ① $(\text{株価} - 25 \text{日移動平均株価}) \div 25 \text{日移動平均株価} \geq 30\%$
- ② 売買高 $\geq 1,000$ 売買単位
- ③ 信用取引の新規買付比率 = $\text{信用取引による新規買付けの数量} \div \text{売買高} \geq 40\%$

- ※ 「株価」の定義は「Ⅲ. その他」の2点目（P.15）に記載しています。
- ※ 「25日移動平均株価」の定義は「Ⅲ. その他」の4点目（P.15）に記載しています。
- ※ 新規上場直後の銘柄の場合、「25日移動平均株価」は上場25営業日目から算出可能となるため、「3営業日連続して」のカウントは最速で上場25営業日目から開始します。上場25営業日目から3営業日経過した上場27営業日目になるまで、当該基準に該当することはありません。
- ※ ザラバにおいて売買が成立せず、大引け時にストップ値段・ストップ気配であった場合の判定について、「I. 指定基準」の注記（注3）（注4）（P.9）も併せてご確認ください。

【基準への該当イメージ（「2. 信用取引売買比率基準」（ロ）の場合）】

C社の株価推移（日付のカッコ内は当日からの日数）

日付	株価	日付	株価	日付	株価
12月20日(27)	1,371	1月4日(18)	1,395	1月18日(9)	1,428
12月21日(26)	1,344	1月5日(17)	1,374	1月19日(8)	1,464
12月22日(25)	1,317	1月6日(16)	1,584	1月20日(7)	1,416
12月23日(24)	1,209	1月10日(15)	1,521	1月23日(6)	1,458
12月26日(23)	1,215	1月11日(14)	1,488	1月24日(5)	1,431
12月27日(22)	1,215	1月12日(13)	1,587	1月25日(4)	1,516
12月28日(21)	1,206	1月13日(12)	1,506	1月26日(3)	1,850
12月29日(20)	1,188	1月16日(11)	1,527	1月27日(2)	1,995
12月30日(19)	1,383	1月17日(10)	1,431	1月30日(1)	2,007

1月26日	25日移動平均株価=12月20日~1月26日の株価平均=1,417.0円、 株価との乖離 = $(1,850 - 1,417.0) \div 1,417.0 = 30.6\% \geq 30\%$
1月27日	25日移動平均株価=12月21日~1月27日の株価平均=1,441.9円、 株価との乖離 = $(1,995 - 1,441.9) \div 1,441.9 = 38.4\% \geq 30\%$
1月30日	25日移動平均株価=12月22日~1月30日の株価平均=1,468.4円、 株価との乖離 = $(2,007 - 1,468.4) \div 1,468.4 = 36.7\% \geq 30\%$

⇒「①（株価-25日移動平均株価）÷25日移動平均株価≥30%」に該当

C社株式の売買状況等

	売買高 (単位)	信用取引の新 規売付比率
1月26日	4,257	42.8%
1月27日	6,815	45.0%
1月30日	3,852	41.6%

⇒「②売買高≥1,000 売買単位」及び「③信用取引の新規買付比率≥40%」に該当

⇒C社株式は1月30日に「2. 信用取引売買比率基準」（ロ）に該当し、1月30日付けで日々公表銘柄に指定

I. 指定基準 — 3. 売買回転率基準

3. 売買回転率基準

1 営業日の株価と当該営業日時点における25日移動平均株価との乖離が20%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規売付比率が30%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。）

ロ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規買付比率が60%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）

- 本基準を簡略化すると以下のとおりです。

3. 売買回転率基準（イ）

- ① $(\text{株価} - 25 \text{日移動平均株価}) \div 25 \text{日移動平均株価} \leq -20\%$
- ② $\text{売買高} \geq \text{上場株式数}$
- ③ $\text{信用取引の新規売付比率} = \text{信用取引による新規売付けの数量} \div \text{売買高} \geq 30\%$

3. 売買回転率基準（ロ）

- ① $(\text{株価} - 25 \text{日移動平均株価}) \div 25 \text{日移動平均株価} \geq 20\%$
- ② $\text{売買高} \geq \text{上場株式数}$
- ③ $\text{信用取引の新規買付比率} = \text{信用取引による新規買付けの数量} \div \text{売買高} \geq 60\%$

- ※ 「株価」の定義は「Ⅲ. その他」の2点目（P.15）に記載しています。
- ※ 「25日移動平均株価」の定義は「Ⅲ. その他」の4点目（P.15）に記載しています。
- ※ 「②売買高 \geq 上場株式数」はすなわち、売買回転率（売買高 \div 上場株式数）が100%以上であることを示しています。
- ※ 「I. 指定基準」の注記（注5）（P.10）に、上場日から24営業日目までの取り扱いを記載していますので、併せてご確認ください。

【基準への該当イメージ（3. 売買回転率基準（ロ）の場合）】

D社の株価推移（日付のカッコ内は当日からの日数）

日付	株価	日付	株価	日付	株価
12月22日(25)	1,317	1月6日(16)	1,584	1月20日(7)	1,416
12月23日(24)	1,209	1月10日(15)	1,521	1月23日(6)	1,458
12月26日(23)	1,215	1月11日(14)	1,488	1月24日(5)	1,431
12月27日(22)	1,215	1月12日(13)	1,587	1月25日(4)	1,516
12月28日(21)	1,206	1月13日(12)	1,506	1月26日(3)	1,850
12月29日(20)	1,188	1月16日(11)	1,527	1月27日(2)	1,995
12月30日(19)	1,383	1月17日(10)	1,431	1月30日(1)	2,007
1月4日(18)	1,395	1月18日(9)	1,428		
1月5日(17)	1,374	1月19日(8)	1,464		

1月30日	25日移動平均株価 = 12月22日～1月30日の株価平均 = 1,468.4円、 株価との乖離： $(2,007 - 1,468.4) \div 1,468.4 = 36.7\% \geq 20\%$
-------	--

⇒「①（株価-25日移動平均株価）÷25日移動平均株価 \geq 20%」に該当

D社株式の売買状況等

	上場株式数（株）	売買高（株）	信用取引の 新規買い付け比率（株）
1月30日	325,000	385,200	61.6%

⇒「②売買高 \geq 上場株式数」及び「③信用取引の新規買付比率 \geq 60%」に該当

⇒D社株式は1月30日に「3. 売買回転率基準」(ロ)に該当し、1月30日付けで日々公表銘柄に指定

I. 指定基準 — 4. 特例基準

4. 特例基準

1. ～ 3. の基準のいずれにも該当しない場合において、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

- 「1. 残高基準」「2. 信用取引売買比率基準」「3. 売買回転率基準」いずれの基準に該当しない場合でも、取引所が必要と認めた場合には、日々公表銘柄の指定を行う可能性があります。

「Ⅰ. 指定基準」の注記

(注1) 1. については、当該基準に該当した場合であっても、当取引所が残高の推移を注視する必要があると判断した場合には、翌営業日における当該基準への該当を確認した後に指定することができる。

(注2) 1. については、当該基準に該当しない場合であっても、当取引所が信用取引の利用状況から翌営業日に当該基準の水準を大幅に上回ることが見込まれると判断した場合には、当該基準を適用することができる。

- 「1. 残高基準」については、上記のような判断が行われる可能性があります。

(注3) 2. イ. については、売買高又は信用取引の新規売付比率が当該基準に該当しない場合であっても、売買立会において、呼値の制限値幅の下限の値段で午後立会終了時にのみ売買が成立する場合又は売買が成立せず呼値の制限値幅の下限の値段が最終特別気配として表示されるときには、「売買高」とあるのは「売注文数量」と、「信用取引の新規売付比率」とあるのは「信用取引の新規売注文比率」と読み替えて適用するものとする。

(注4) 2. ロ. については、売買高又は信用取引の新規買付比率が当該基準に該当しない場合であっても、売買立会において、呼値の制限値幅の上限の値段で午後立会終了時にのみ売買が成立する場合又は売買が成立せず呼値の制限値幅の上限の値段が最終特別気配として表示されるときには、「売買高」とあるのは「買注文数量」と、「信用取引の新規買付比率」とあるのは「信用取引の新規買注文比率」と読み替えて適用するものとする。

- 「2. 信用取引売買比率基準」に該当しない場合でも、ストップ高安となり、場中に約定が成立しなかった銘柄に関しては、その注文状況等も考慮することを目的として以下(a)(b)いずれかに該当する場合には、「Ⅲ. その他」の7点目(P.16)で定義する「売注文数量」及び「買注文数量」を用いて再度判定します。

(a) ゼラバにおいては売買が成立せず、午後立会終了時にのみストップ高・ストップ安値段で売買が成立した（ストップ配分が行われた）場合

(b) 売買が成立せずストップ高（ストップ安）値段が最終特別気配である場合

- 「売注文数量」及び「買注文数量」で再度判定した結果、基準を満たした場合には、以下のページで公表している「信用取引売買比率」において★をつけて示しています。

- 「信用取引残高等」－「信用取引売買比率」

<https://www.jpx.co.jp/markets/statistics-equities/margin/02.html>

- 例えば、2月1日のA社の「新規買付け比率」に★がついている場合、約定数量ベースでは17.7%と「2. 信用取引売買比率基準（ロ）」の基準（40%以上）に該当しなかったものの、

「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン
「I. 指定基準」の注記

(a) または (b) に該当したため、「買注文数量」ベースで再判定したところ、「②買注文数量 $\geq 1,000$ 売買単位」及び「③信用取引の新規買付注文比率 $\geq 40\%$ 」に該当したことを示しています。

信用取引売買比率				2月1日売買分	
銘柄	市場区分	銘柄種別	コード	新規売付け比率	新規買付け比率
規 A社 普通株式	プライム	貸	11110	1.3%	17.7% ★
規 B社 普通株式	スタンダード	制	22220	2.2%	19.0%
規 C社 普通株式	グロース	制	33330	3.0%	58.3%

(注5) 3. について、初値決定日の翌営業日以降、上場日から起算して24営業日までの間においては、「当該営業日時点における25日移動平均株価」とあるのは、「初値決定日の株価」と読み替えて適用するものとする(3.イ.については、当該営業日の株価が呼値の制限値幅の下限の値段である場合に限るものとし、3.ロ.については、当該営業日の株価が呼値の制限値幅の上限の値段である場合に限るものとする。)

- 「3. 売買回転率基準」について、新規上場直後の銘柄の場合、「25日移動平均株価」は上場25営業日目から算出可能となるため、上場24日目までの間は、「25日移動平均株価」ではなく「初値決定日の株価」と、当日の株価との乖離を確認することになります。
- また、上場日から24営業日目までは、「Ⅲ. その他」2点目(P.15)で定義する「株価」がストップ値段(「3. 売買回転率基準(イ)」においてはストップ安、「3. 売買回転率基準(ロ)」においてはストップ高)であることも該当条件となります。

Ⅱ. 解除基準

Ⅱ. 解除基準

次に掲げる 1. 及び 2. の基準のすべてに該当した銘柄については、「日々公表銘柄」の指定を解除する。

1. 残高基準

次のイ. 及びロ. のすべてに該当した場合

イ. 5 営業日連続して売残高の対上場株式数比率が 8 %未満である場合

ロ. 5 営業日連続して買残高の対上場株式数比率が 16 %未満である場合

2. 株価基準

5 営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における 25 日移動平均株価との乖離が 15 %未満である場合

- 「Ⅱ. 解除基準」の（注1）（P.14）と合わせて本基準を簡略化すると以下のとおりです。

Ⅱ. 解除基準

（日々公表銘柄に指定された日の株価 > 25 日移動平均株価の場合）

5 営業日連続して、

- ① 売残高の対上場株式数比率 = $\text{売残高} \div \text{上場株式数} < 8\%$
- ② 買残高の対上場株式数比率 = $\text{買残高} \div \text{上場株式数} < 16\%$
- ③ $(\text{株価} - 25 \text{ 日移動平均株価}) \div 25 \text{ 日移動平均株価} < 15\%$

Ⅱ. 解除基準

（日々公表銘柄に指定された日の株価 < 25 日移動平均株価の場合）

5 営業日連続して、

- ① 売残高の対上場株式数比率 = $\text{売残高} \div \text{上場株式数} < 8\%$
- ② 買残高の対上場株式数比率 = $\text{買残高} \div \text{上場株式数} < 16\%$
- ③ $(\text{株価} - 25 \text{ 日移動平均株価}) \div 25 \text{ 日移動平均株価} > -15\%$

【基準への該当イメージ（日々公表銘柄に指定された日の株価>25日移動平均株価の場合）】

E 社株式の売買状況等

	売残高（株）	買残高（株）	上場株式数（株）	①売残高の 対上場株式数比率	②買残高の 対上場株式数比率
1月26日	150,700	255,500	2,000,000	7.5%	12.8%
1月27日	145,700	189,000	2,000,000	7.3%	9.5%
1月30日	120,000	187,500	2,000,000	6.0%	9.4%
1月31日	135,000	167,500	2,000,000	6.8%	8.4%
2月1日	90,000	167,500	2,000,000	4.5%	8.4%

⇒「①売残高の対上場株式数比率<8%」及び「②買残高の対上場株式数比率<16%」に該当

E 社の株価推移（日付のカッコ内は当日からの日数）

日付	株価	日付	株価	日付	株価
12月20日(29)	540	1月5日(19)	481	1月20日(9)	597
12月21日(28)	500	1月6日(18)	492	1月23日(8)	662
12月22日(27)	560	1月10日(17)	490	1月24日(7)	645
12月23日(26)	556	1月11日(16)	513	1月25日(6)	620
12月26日(25)	507	1月12日(15)	532	1月26日(5)	590
12月27日(24)	506	1月13日(14)	497	1月27日(4)	551
12月28日(23)	489	1月16日(13)	512	1月30日(3)	512
12月29日(22)	466	1月17日(12)	524	1月31日(2)	525
12月30日(21)	460	1月18日(11)	564	2月1日(1)	554
1月4日(20)	497	1月19日(10)	574		

1月26日	25日移動平均株価=12月20日~1月26日の株価平均=535.0円、 株価との乖離 = $(590 - 535.0) \div 535.0 = 10.3\% < 15\%$
1月27日	25日移動平均株価=12月21日~1月27日の株価平均=535.4円、 株価との乖離 = $(551 - 535.4) \div 535.4 = 2.9\% < 15\%$
1月30日	25日移動平均株価=12月22日~1月30日の株価平均=535.9円、 株価との乖離 = $(512 - 535.9) \div 535.9 = -4.5\% < 15\%$
1月31日	25日移動平均株価=12月23日~1月31日の株価平均=534.5円、 株価との乖離 = $(525 - 534.5) \div 534.5 = -1.8\% < 15\%$
2月1日	25日移動平均株価 = 12月26日~2月1日の株価平均=534.4円、 株価との乖離 = $(554 - 534.4) \div 534.4 = 3.7\% < 15\%$

⇒「③（株価-25日移動平均株価）÷25日移動平均株価<15%」に該当

⇒E社は2月1日に解除基準に該当し、2月1日付けで日々公表銘柄を解除

3. 特例基準

1. 及び2. の基準のすべてに該当している場合であっても、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した期間は、指定を解除しないことができる。

- 「1. 残高基準」「2. 株価基準」に該当している場合でも、取引所が必要と認めた場合には、日々公表銘柄の指定解除を行わない可能性があります。

「Ⅱ. 解除基準」の注記

(注1) 2. について、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。

(1) 指定基準の該当日における株価が25日移動平均株価を超過していた場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価未満であるとき

(2) 指定基準の該当日における株価が25日移動平均株価未満であった場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価を超過しているとき

- 簡略化して記載した解除基準の、「(日々公表銘柄に指定された日の株価>25日移動平均株価の場合)」、「(日々公表銘柄に指定された日の株価<25日移動平均株価の場合)」の箇所に該当します。
- 「日々公表銘柄に指定された日の株価>25日移動平均株価の場合」、すなわち、日々公表銘柄銘柄に指定された日の乖離率がプラスであった場合、解除基準の判定において、乖離率がマイナスである場合(例:-16.8%)、乖離率は「15%未満」とみなします。
- 「日々公表銘柄に指定された日の株価<25日移動平均株価の場合」、すなわち、日々公表銘柄銘柄に指定された日の乖離率がマイナスであった場合、解除基準の判定において、乖離率がプラスである場合(例:+16.8%)、乖離率は「15%未満」とみなします。

(注2) 2. について、上場日から起算して10営業日以降24営業日までの間においては、「25日移動平均株価」とあるのは「上場来移動平均株価」と読み替え、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。

(1) 指定基準の該当日における株価が初値決定日の株価を超過していた場合において、各営業日の株価が上場来移動平均株価未満であるとき

(2) 指定基準の該当日における株価が初値決定日の株価未満であった場合において、各営業日の株価が上場来移動平均株価を超過しているとき

- 新規上場直後の銘柄の場合、「25日移動平均株価」は上場25営業日目から算出可能となるため、上場10-24営業日目までの間は「25日移動平均株価」ではなく「上場来移動平均株価」を使用します。
- また、上場9営業日目までは「25日移動平均株価」の読み替えが指定されておらず、代替して使用する数値はありません。よって、「5営業日連続して」のカウン트는最速で上場10営業日目から開始し、上場10営業日目から5営業日目である上場14営業日目になるまでは、日々公表銘柄が解除されることはありません。

(注3) 上場廃止が決定された銘柄については、指定を解除することができる。

- 日々公表銘柄について上場廃止が決定された場合には、日々公表銘柄の指定を解除することがあります。

Ⅲ. その他

Ⅲ. その他

- ・ 株券以外の上場有価証券については、株券に準じて取り扱うものとする。ただし、ETF及びETNについては、商品性を踏まえて取り扱うものとする。

- ETF及びETNについては、「Ⅰ. 指定基準」に該当しても日々公表銘柄に指定しないことがあります。

- ・ 「株価」は、直近の最終価格（最終気配表示が行われているときは、当該気配表示値段）とする。

- 「直近の最終価格」は終値（一般的には大引けで形成された株価、大引けで売買がなかった場合には当日中の取引値段のうち最後のもの）を指します。
- なお、「（最終気配表示が行われているときは、当該気配表示値段。）」のとおり、大引けで値段がつかずザラバ引けになった際、最終気配表示が行われている場合には、終値ではなく最終気配値段を「株価」として採用します。
- 最終気配値段については「東京証券取引所日報」の「株式相場表」に掲載されています。
（参考）東京証券取引所日報

<https://www.jpx.co.jp/markets/statistics-equities/daily/index.html>

- ・ 「売買高」は、売買立会による売買高とする。

- ToSTNeTによる売買高を含みません。

- ・ 「25日移動平均株価」とは、基準とする営業日を最終日とする連続した25営業日の株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入する。）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。
- ・ 「上場来移動平均株価」とは、上場日から基準とする営業日までの株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入する。）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。

- 「Ⅰ. 指定基準」「2. 信用取引売買比率基準」、「Ⅰ. 指定基準」「3. 売買回転率基準」、「Ⅱ. 解除基準」「2. 株価基準」で用いられる「25日移動平均株価」及び「上場来移動平均株価」の定義です。計算イメージは「2. 信用取引売買比率基準」の【基準への該当イメージ（2. 信用取引売買比率基準（口）の場合）】（P.5）をご覧ください。

- ・ 「信用取引の新規売付比率」及び「信用取引の新規買付比率」とは、売買立会における信用取引による新規売付け及び新規買付けの数量（売買が成立したものに限

る。)の売買高に対する比率をいう。

- 「Ⅰ. 指定基準」「Ⅱ. 信用取引売買比率基準」における「信用取引の新規売付比率」及び「信用取引の新規買付比率」は以下のとおりです。
- 「信用取引の新規売付比率」 = 信用取引による新規売付け ÷ 売買高
- 「信用取引の新規買付比率」 = 信用取引による新規買付け ÷ 売買高

・ 「売注文数量」及び「買注文数量」とは、午後立会終了時における、呼値の制限値幅の下限の値段の売呼値（成行呼値を含む。）の数量及び呼値の制限値幅の上限の値段の買呼値（成行呼値を含む。）の数量をいう（いずれも売買立会のものに限る。）。

- 「Ⅰ. 指定基準」「Ⅱ. 信用取引売買比率基準」において、「Ⅰ. 指定基準」の注記（注3）（注4）（P.9）により用いられる「売注文数量」及び「買注文数量」は、ストップ安（高）値段への指値及び売（買い）成行注文数量の合計です。

・ 「信用取引の新規売注文比率」及び「信用取引の新規買注文比率」とは、午後立会終了時における、呼値の制限値幅の下限の値段の信用取引による新規売呼値（成行呼値を含む。）の数量の売注文数量に対する比率及び呼値の制限値幅の上限の値段の信用取引による新規買呼値（成行呼値を含む。）の数量の買注文数量に対する比率をいう（いずれも売買立会のものに限る。）。

- 「Ⅰ. 指定基準」「Ⅱ. 信用取引売買比率基準」において、「Ⅰ. 指定基準」の注記（注3）（注4）（P.9）により用いられる「信用取引の新規売注文比率」及び「信用取引の新規買注文比率」は、以下の通りです。
- 「信用取引の新規売注文比率」
= 信用取引によるストップ安値段への指値及び売成行注文 ÷ 「売注文数量」
- 「信用取引の新規買注文比率」
= 信用取引によるストップ高値段への指値及び買成行注文 ÷ 「買注文数量」

・ 売残高及び買残高、信用取引の新規売付比率及び信用取引の新規買付比率、売注文数量及び買注文数量並びに信用取引の新規売注文比率及び信用取引の新規買注文比率は、いずれも取引参加者である証券会社の報告及び申告に基づいて集計するもので、事後的に取引参加者である証券会社により訂正の申告が行われた場合には、当該訂正の内容を考慮しないこととする。

信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン

株式会社東京証券取引所（以下「当取引所」という。）は、個別銘柄に係る信用取引の利用が過度であると認める場合には、以下のガイドラインに基づき、当該銘柄の信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等を実施する。

I. 実施基準 — 1. 第一次措置の実施基準

I. 実施基準

1. 第一次措置の実施基準

日々公表銘柄に指定した銘柄のうち、次に掲げる（１）～（４）の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率の引上げ等の措置を実施する。

（１）残高基準

次のいずれかに該当する場合

- イ. 売残高の対上場株式数比率が15%以上で、かつ、売残高の対買残高比率が70%以上である場合
- ロ. 買残高の対上場株式数比率が30%以上で、かつ、3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）である場合
- ハ. 当取引所が「信用取引残高が継続的に増加している銘柄」として公表した日の翌月の応当日以降において、売残高の対上場株式数比率が15%以上又は買残高の対上場株式数比率が30%以上である場合

- 本基準を簡略化すると以下のとおりです。

1. 残高基準（イ）

- ① 「売残高の対上場株式数比率」 = $\text{売残高} \div \text{上場株式数} \geq 15\%$
- ② 「売残高の対買残高比率」 = $\text{売残高} \div \text{買残高} \geq 70\%$

1. 残高基準（ロ）

- ① 「買残高の対上場株式数比率」 = $\text{買残高} \div \text{上場株式数} \geq 30\%$
- 3営業日連続して
- ② $(\text{株価} - 25 \text{日移動平均株価}) \div 25 \text{日移動平均株価} \geq 30\%$

1. 残高基準 (ハ)

当取引所が「信用取引残高が継続的に増加している銘柄」として公表した日の翌月の応当日以降において、

・「売残高の対上場株式数比率」 = $\text{売残高} \div \text{上場株式数} \geq 15\%$

または

・「買残高の対上場株式数比率」 = $\text{買残高} \div \text{上場株式数} \geq 30\%$

- 「信用取引残高が継続的に増加している銘柄」につきましては「I. 実施基準」の注記(注3)(P.27)をご参照ください。
- 残高基準(ハ)は、「信用取引残高が継続的に増加している銘柄」(特別周知銘柄)に指定された翌月の応当日(例：指定日が3月2日の場合、4月2日)以降に適用される基準です。

(2) 信用取引売買比率基準

3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合(各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。)

イ. 3営業日連続して信用取引の新規売付比率が20%以上である場合(各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。)

ロ. 3営業日連続して信用取引の新規買付比率が40%以上である場合(各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。)

- 『「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン』「I. 指定基準 — 2. 信用取引売買比率基準」(P.4)と同様です。

(3) 売買回転率基準

1営業日の株価と当該営業日時点における25日移動平均株価との乖離が20%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規売付比率が30%以上である場合(当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。)

ロ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規買付比率が60%以上である場合(当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。)

- 『「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン』「I. 指定基準 — 3. 売買回転率基準」(P.6)と同様です。

※ 「I. 実施基準」の注記(注6)(P.27)に、上場日から24営業日目までの取り扱いを記載

していますので、併せてご確認ください。

(4) 特例基準

(1)～(3)の基準のいずれにも該当しない場合において、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

- 「(1) 残高基準」「(2) 信用取引売買比率基準」「(3) 売買回転率基準」いずれの基準に該当しない場合でも、取引所が必要と認めた場合には、第一次措置を実施する場合があります。

I. 実施基準 — 2. 第二次措置の実施基準

2. 第二次措置の実施基準

第一次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる(1)～(4)の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率のさらなる引上げ等の措置を実施する。

(1) 残高基準

次のいずれかに該当する場合

- イ. 売残高の対上場株式数比率が20%以上（売残高が第一次措置の実施基準該当日における売残高と比べて上場株式数の2.5%以上増加している場合に限る。）で、かつ、売残高の対買残高比率が80%以上である場合
- ロ. 買残高の対上場株式数比率が40%以上（買残高が第一次措置の実施基準該当日における買残高と比べて上場株式数の5%以上増加している場合に限る。）で、かつ、3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）である場合
- ハ. 第一次措置実施時に1.(1)残高基準ハ.に該当した場合で、売残高の対上場株式数比率が20%以上（売残高が第一次措置の実施基準該当日における売残高と比べて上場株式数の2.5%以上増加している場合に限る。）である場合、又は、買残高の対上場株式数比率が40%以上（買残高が第一次措置の実施基準該当日における買残高と比べて上場株式数の5%以上増加している場合に限る。）である場合

- 本基準を簡略化すると以下のとおりです。

1. 残高基準（イ）

- ① 「売残高の対上場株式数比率」 = $\text{売残高} \div \text{上場株式数} \geq 20\%$
- ② $(\text{売残高} - \text{「第一次措置の実施基準該当日における売残高」}) \div \text{上場株式数} \geq 2.5\%$
- ③ 「売残高の対買残高比率」 = $\text{売残高} \div \text{買残高} \geq 80\%$

1. 残高基準（ロ）

- ① 「買残高の対上場株式数比率」 = $\text{買残高} \div \text{上場株式数} \geq 40\%$
- ② $(\text{買残高} - \text{「第一次措置の実施基準該当日における買残高」}) \div \text{上場株式数} \geq 5\%$

3 営業日連続して

- ③ $(\text{株価} - 25 \text{ 日移動平均株価}) \div 25 \text{ 日移動平均株価} \geq 30\%$

1. 残高基準（ハ）

第一次措置実施時に1.（1）残高基準ハ.に該当した場合で

- ① 「売残高の対上場株式数比率」 = $\text{売残高} \div \text{上場株式数} \geq 20\%$
- ② $(\text{売残高} - \text{「第一次措置の実施基準該当日における売残高」}) \div \text{上場株式数} \geq 2.5\%$

または

- ① 「買残高の対上場株式数比率」 = $\text{買残高} \div \text{上場株式数} \geq 40\%$
- ② $(\text{買残高} - \text{「第一次措置の実施基準該当日における買残高」}) \div \text{上場株式数} \geq 5\%$

【基準への該当イメージ（（1）残高基準（イ）の場合）】

	売残高（株）	買残高（株）	上場株式数（株）	売残高の 対上場株式数比率	売残高の 対買残高比率
1月26日 第一次措置の 基準該当日	300,000 (1/25 申込日)	400,000 (1/25 申込日)	2,000,000	15.0%	75.0%
1月27日 第一次措置の 実施日	280,000 (1/26 申込日)	460,000 (1/26 申込日)	2,000,000	14.0%	60.9%
1月30日 第二次措置の 基準該当日	420,000 (1/27 申込日)	500,000 (1/27 申込日)	2,000,000	21.0%	84.0%
1月31日 第二次措置の 実施日	450,000 (1/30 申込日)	520,000 (1/30 申込日)	2,000,000	22.5%	86.5%

- ・ F社は1月26日に第一次措置の基準に該当し、1月27日より第一次措置を実施。
- ・ 1月30日に、「売残高の対上場株式数比率が20%以上」かつ「売残高の対買残高比率が80%以上」であり、売残高が「第一次措置の実施基準該当日」である1月26日申込日に比べて上場株式数の2.5%以上増加している（ $(420,000-300,000) \div 2,000,000 = 6\%$ ）ため、1月31日より第二次措置を実施。

(2) 信用取引売買比率基準

3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。）

- イ. 3営業日連続して信用取引の新規売付比率が20%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。）
- ロ. 3営業日連続して信用取引の新規買付比率が40%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）

- 『「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン』「I. 指定基準 — 2. 信用取引売買比率基準」(P.4)と同様です。

(3) 売買回転率基準

1営業日の株価と当該営業日時点における25日移動平均株価との乖離が20%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- イ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規売付比率が30%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。）
- ロ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規買付比率が60%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）

- 『「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン』「I. 指定基準 — 3. 売買回転率基準」(P.6)と同様です。
- 「I. 実施基準」の注記（注6）(P.27)に、上場日から24営業日目までの取り扱いを記載していますので、併せてご確認ください。

(4) 特例基準

(1)～(3)の基準のいずれにも該当しない場合において、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

- 「(1) 残高基準」「(2) 信用取引売買比率基準」「(3) 売買回転率基準」いずれの基準に該

当しない場合でも、取引所が必要と認めた場合には、第二次措置を実施する場合があります。

I. 実施基準 — 3. 第三次措置の実施基準

3. 第三次措置の実施基準

第二次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる（１）～（４）の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率のさらなる引上げ等の措置を実施する。

（１）残高基準

次のいずれかに該当する場合

- イ. 売残高の対上場株式数比率が25%以上（売残高が第二次措置の実施基準該当日における売残高に比べて上場株式数の2.5%以上増加している場合に限る。）で、かつ、売残高の対買残高比率が90%以上である場合
- ロ. 買残高の対上場株式数比率が50%以上（買残高が第二次措置の実施基準該当日における買残高に比べて上場株式数の5%以上増加している場合に限る。）で、かつ、3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）である場合
- ハ. 第二次措置実施時に2.（１）残高基準ハ. に該当した場合で、売残高の対上場株式数比率が25%以上（売残高が第二次措置の実施基準該当日における売残高と比べて上場株式数の2.5%以上増加している場合に限る。）である場合、又は、買残高の対上場株式数比率が50%以上（買残高が第二次措置の実施基準該当日における買残高と比べて上場株式数の5%以上増加している場合に限る。）である場合

- 本基準を簡略化すると以下のとおりです。

1. 残高基準（イ）

- ① 「売残高の対上場株式数比率」 = $\text{売残高} \div \text{上場株式数} \geq 25\%$
- ② $(\text{売残高} - \text{「第二次措置の実施基準該当日における売残高」}) \div \text{上場株式数} \geq 2.5\%$
- ③ 「売残高の対買残高比率」 = $\text{売残高} \div \text{買残高} \geq 90\%$

1. 残高基準（ロ）

- ① 「買残高の対上場株式数比率」 = $\text{買残高} \div \text{上場株式数} \geq 50\%$

② (買残高-「第二次措置の実施基準該当日における買残高」) ÷ 上場株式数 ≥ **5%**

3 営業日連続して

③ (株価-25 日移動平均株価) ÷ 25 日移動平均株価 ≥ **30%**

1. 残高基準 (ハ)

第二次措置実施時に 1. (1) 残高基準ハ. に該当した場合で

① 「売残高の対上場株式数比率」 = **売残高 ÷ 上場株式数 ≥ 25%**

② (売残高-「第二次措置の実施基準該当日における売残高」) ÷ 上場株式数 ≥ **2.5%**

または

① 「買残高の対上場株式数比率」 = **買残高 ÷ 上場株式数 ≥ 50%**

② (買残高-「第二次措置の実施基準該当日における買残高」) ÷ 上場株式数 ≥ **5%**

- 基準となる数値は異なりますが、考え方は第二次措置の残高基準と同様です。

(2) 信用取引売買比率基準

3 営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における 25 日移動平均株価との乖離が 30% 以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合 (各営業日の売買高が 1,000 売買単位以上である場合に限る。)

イ. 3 営業日連続して信用取引の新規売付比率が 20% 以上である場合 (各営業日の株価が各営業日時点における 25 日移動平均株価未満である場合に限る。)

ロ. 3 営業日連続して信用取引の新規買付比率が 40% 以上である場合 (各営業日の株価が各営業日時点における 25 日移動平均株価を超過している場合に限る。)

- 『「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン』における「I. 指定基準 — 2. 信用取引売買比率基準」(P.4) と同様です。

(3) 売買回転率基準

1 営業日の株価と当該営業日時点における 25 日移動平均株価との乖離が 20% 以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規売付比率が 30% 以上である場合 (当該営業日の株価が当該営業日時点における 25 日移動平均株価未満である場合に限る。)

ロ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規買付比率が 60% 以上である場合 (当該営業日の株価が当該営業日時点における 25 日移動平均株価を超過している場合に限る。)

- 『「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン』「I. 指定基準 — 3. 売買回転率基

準」(P.6)と同様です。

- 「I. 実施基準」の注記(注6)(P.27)に、上場日から24営業日目までの取り扱いを記載していますので、併せてご確認ください。

(4) 特例基準

(1)～(3)の基準のいずれにも該当しない場合において、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

- 「(1) 残高基準」「(2) 信用取引売買比率基準」「(3) 売買回転率基準」いずれの基準に該当しない場合でも、取引所が必要と認めた場合には、第三次措置を実施する場合があります。

I. 実施基準 — 4. 第四次措置の実施基準

4. 第四次措置の実施基準

第三次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる(1)～(4)の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付け(取引参加者証券会社による自己の信用売り又は信用買いを含む。)を禁止する。

- 第四次措置では、委託保証金の率の引き上げを行うのではなく、信用取引自体を禁止します。

(1) 残高基準

次のいずれかに該当する場合

- イ. 売残高の対上場株式数比率が30%以上(売残高が第三次措置の実施基準該当日における売残高と比べて上場株式数の2.5%以上増加している場合に限る。)で、かつ、売残高の対買残高比率が100%以上である場合
- ロ. 買残高の対上場株式数比率が60%以上(買残高が第三次措置の実施基準該当日における買残高と比べて上場株式数の5%以上増加している場合に限る。)で、かつ、3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上(各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。)である場合
- ハ. 第三次措置実施時に3.(1)残高基準ハ.に該当した場合で、売残高の対上場株式数比率が30%以上(売残高が第三次措置の実施基準該当日における売残高と比べて上場株式数の2.5%以上増加している場合に限る。)である場合、又は、買残高の対上場株式数比率が60%以上(買残高が第三次措置の実施基準該当日における買残高と比べて上場株式数の5%以上増加している場合に限る。)である場合

- 本基準を簡略化すると以下のとおりです。

1. 残高基準（イ）

- ① 「売残高の対上場株式数比率」 = $\text{売残高} \div \text{上場株式数} \geq 30\%$
- ② $(\text{売残高} - \text{「第三次措置の実施基準該当日における売残高」}) \div \text{上場株式数} \geq 2.5\%$
- ③ 「売残高の対買残高比率」 = $\text{売残高} \div \text{買残高} \geq 100\%$

1. 残高基準（ロ）

- ① 「買残高の対上場株式数比率」 = $\text{買残高} \div \text{上場株式数} \geq 60\%$
- ② $(\text{買残高} - \text{「第三次措置の実施基準該当日における買残高」}) \div \text{上場株式数} \geq 5\%$

3 営業日連続して

- ③ $(\text{株価} - 25 \text{ 日移動平均株価}) \div 25 \text{ 日移動平均株価} \geq 30\%$

1. 残高基準（ハ）

第三次措置実施時に1.（1）残高基準ハ.に該当した場合で

- ① 「売残高の対上場株式数比率」 = $\text{売残高} \div \text{上場株式数} \geq 30\%$
- ② $(\text{売残高} - \text{「第三次措置の実施基準該当日における売残高」}) \div \text{上場株式数} \geq 2.5\%$

または

- ① 「買残高の対上場株式数比率」 = $\text{買残高} \div \text{上場株式数} \geq 60\%$
- ② $(\text{買残高} - \text{「第三次措置の実施基準該当日における買残高」}) \div \text{上場株式数} \geq 5\%$

- 基準となる数値は異なりますが、考え方は第二次措置及び第三次措置の残高基準と同様です。

（2）信用取引売買比率基準

3 営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。）

- イ. 3 営業日連続して信用取引の新規売付比率が20%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。）
- ロ. 3 営業日連続して信用取引の新規買付比率が40%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）

- 『「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン』「I. 指定基準 — 2. 信用取引売買比率基準」(P.4)と同様です。

（3）売買回転率基準

1 営業日の株価と当該営業日時点における25日移動平均株価との乖離が2

0%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規売付比率が30%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。）

ロ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規買付比率が60%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）

- 『「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン』「I. 指定基準 — 3. 売買回転率基準」(P.6)と同様です。
- 「I. 実施基準」の注記（注6）(P.27)に、上場日から24営業日目までの取り扱いを記載していますので、併せてご確認ください。

（4）特例基準

（1）～（3）の基準のいずれにも該当しない場合において、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

- 「（1）残高基準」「（2）信用取引売買比率基準」「（3）売買回転率基準」いずれの基準に該当しない場合でも、取引所が必要と認めた場合には、第四次措置を実施する場合があります。

「I. 実施基準」の注記

(注1) 1. ~ 4. の各(1)については、当該基準に該当した場合であっても、当取引所が残高の推移を注視する必要があると判断した場合には、翌営業日における当該基準への該当を確認した後に実施することができる。

(注2) 1. ~ 4. の各(1)については、当該基準に該当しない場合であっても、当取引所が信用取引の利用状況から翌営業日に当該基準の水準を大幅に上回るが見込まれると判断した場合には、当該基準を適用することができる。

- 「1. 残高基準」については、上記のような判断が行われる可能性があります。

(注3) 当取引所は、「日々公表銘柄」に指定された銘柄及び信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等を実施された銘柄のうち、売残高の対上場株式数比率が15%以上又は買残高の対上場株式数比率が30%以上である場合であって、当該銘柄の取引状況等を踏まえ必要と認めるときは、「信用取引残高が継続的に増加している銘柄」として公表することができる。

- 「信用取引残高が継続的に増加している銘柄」は、「特別周知銘柄」として、以下のページで公表します。

<https://www.jpx.co.jp/markets/equities/margin-daily/01.html>

(注4) 1. ~ 4. の各(2)イ. については、売買高又は信用取引の新規売付比率が当該基準に該当しない場合であっても、売買立会において、呼値の制限値幅の下限の値段で午後立会終了時にのみ売買が成立する場合又は売買が成立せず呼値の制限値幅の下限の値段が最終特別気配として表示されるときには、「売買高」とあるのは「売注文数量」と、「信用取引の新規売付比率」とあるのは「信用取引の新規売注文比率」と読み替えて適用するものとする。

(注5) 1. ~ 4. の各(2)ロ. については、売買高又は信用取引の新規買付比率が当該基準に該当しない場合であっても、売買立会において、呼値の制限値幅の上限の値段で午後立会終了時にのみ売買が成立する場合又は売買が成立せず呼値の制限値幅の上限の値段が最終特別気配として表示されるときには、「売買高」とあるのは「買注文数量」と、「信用取引の新規買付比率」とあるのは「信用取引の新規買注文比率」と読み替えて適用するものとする。

- 『「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン』「I. 指定基準」の注記(注3)(注4)(P.9)と同様です。

(注6) 1. ~ 4. の各(3)について、初値決定日の翌々営業日以降、上場日から起算して24営業日までの間においては、「当該営業日時点における25日移動平均

株価」とあるのは、1. (3) の場合には「日々公表銘柄の指定に係る基準該当日の株価」と、2. ～4. の各 (3) の場合には「直前の措置に係る実施基準該当日の株価」と読み替えて適用するものとする(1. ～4. の各 (3) イ. については、当該営業日の株価が呼値の制限値幅の下限の値段であり、かつ、当該営業日の前日までに行われた日々公表銘柄の指定又は措置に係る該当基準がいずれも売買回転率基準ロ. でない場合に限るものとし、1. ～4. の各 (3) ロ. については、当該営業日の株価が呼値の制限値幅の上限の値段であり、かつ、当該営業日の前日までに行われた日々公表銘柄の指定又は措置に係る該当基準がいずれも売買回転率基準イ. でない場合に限るものとする。)

- 第一次措置から第四次措置の「(3) 売買回転率基準」について、新規上場直後の銘柄の場合、「25 日移動平均株価」は上場 25 営業日目から算出可能となるため、上場 24 営業日目までの間は、「25 日移動平均株価」を以下のとおり読み替えて、当日の株価との乖離を確認します。
 - ✓ 第一次措置の場合には、日々公表銘柄の指定基準に該当した日の株価
 - ✓ 第二次措置から第四次措置の場合には、直前の措置の実施基準に該当した日の株価
- また、上場日から 24 営業日目までは、以下も該当条件となります。
 - ✓ 「(3) 売買回転率基準 (イ)」においては、当日の株価がストップ安であること及び前日までに行われた日々公表銘柄の指定又は措置の該当基準が「(3) 売買回転率基準 (ロ)」でないこと
 - ✓ 「(3) 売買回転率基準 (ロ)」においては、当日の株価がストップ高であること及び前日までに行われた日々公表銘柄の指定又は措置の該当基準が「(3) 売買回転率基準 (イ)」でないこと

II. 委託保証金の率の引上げ等の措置の内容

II. 委託保証金の率の引上げ等の措置の内容

委託保証金の率の引上げ等の措置は、第一次措置において以下の率を加えることとし、第二次措置以降は、直前の措置における引上げ後の率に以下の率を加えることとする。

ただし、以下の率を加えた結果、委託保証金の率が100分の100を超える場合には、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付け（取引参加者証券会社による自己の信用売り又は信用買いを含む。）を禁止する。

委託保証金率：100分の20

うち現金担保分：100分の20

なお、当取引所が信用取引の利用状況、銘柄の特性及び市況全般との関連性等を踏まえて必要と判断した場合には、措置の内容を変更することができる。

- 委託保証金の率の引上げ等の措置が行われると、委託保証金率は以下のとおりになります(レバレッジ・ダブルインバース型ETF・ETNを除く)。
 - ✓ 第一次措置 委託保証金率：50%、うち現金担保分：20%
 - ✓ 第二次措置 委託保証金率：70%、うち現金担保分：40%
 - ✓ 第三次措置 委託保証金率：90%、うち現金担保分：60%
 - ✓ 第四次措置 信用禁止
- レバレッジ・ダブルインバース型ETF・ETNについて委託保証金の率の引上げ等の措置が行われると、委託保証金率は以下のとおりになります。(ただし、「IV. その他」に記載のとおり、ETF・ETNの措置については商品性を踏まえて行うこととしています)
 - ✓ 第一次措置 委託保証金率：80%、うち現金担保分：20%
 - ✓ 第二次措置 委託保証金率：100%、うち現金担保分：40%
 - ✓ 第三次措置 信用禁止

Ⅲ. 解除基準

Ⅲ. 解除基準

次に掲げる（１）及び（２）の基準のすべてに該当した銘柄については、委託保証金の率の引上げ等の措置を解除する。

（１）残高基準

次のイ. 及びロ. のすべてに該当する場合

イ. ５営業日連続して売残高の対上場株式数比率が１２％未満である場合

ロ. ５営業日連続して買残高の対上場株式数比率が２４％未満である場合

（２）株価基準

５営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における２５日移動平均株価との乖離が１５％未満である場合

- 「Ⅲ. 解除基準」の注記（注１）（P.32）と合わせて本基準を簡略化すると以下のとおりです。

Ⅲ. 解除基準

（実施基準に該当した日の株価＞２５日移動平均株価の場合）

５営業日連続して、

- ① 売残高の対上場株式数比率＝売残高の対上場株式数比率＜１２％
- ② 買残高の対上場株式数比率＝買残高の対上場株式数比率＜２４％
- ③ $(\text{株価}-25\text{日移動平均株価}) \div 25\text{日移動平均株価} < 15\%$

Ⅲ. 解除基準

（実施基準に該当した日の株価＜２５日移動平均株価の場合）

５営業日連続して、

- ① 売残高の対上場株式数比率＝売残高の対上場株式数比率＜１２％
- ② 買残高の対上場株式数比率＝買残高の対上場株式数比率＜２４％
- ③ $(\text{株価}-25\text{日移動平均株価}) \div 25\text{日移動平均株価} > -15\%$

- 基準となる数値は異なりますが、考え方は『日々公表銘柄』の指定等に関するガイドライン「Ⅱ. 解除基準」（P.11）と同様です。

（３）特例基準

（１）及び（２）の基準のすべてに該当している場合であっても、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した期間は措置を解除しないことができる。

信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン
Ⅲ. 解除基準

- 「(1) 残高基準」「(2) 株価基準」に該当している場合でも、取引所が必要と認めた場合には、日々公表銘柄の指定解除を行わない可能性があります。

「Ⅲ. 解除基準」の注記

(注1)(2)について、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。

(1) 実施基準の該当日における株価が25日移動平均株価を超過していた場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価未満であるとき

(2) 実施基準の該当日における株価が25日移動平均株価未満であった場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価を超過しているとき

- 簡略化した解除基準の、「(実施基準に該当した日の株価>25日移動平均株価の場合)」、「実施基準に該当した日の株価<25日移動平均株価の場合」の箇所に該当します。
- 「実施基準に該当した日の株価>25日移動平均株価の場合」、すなわち、実施基準に該当した日の乖離率がプラスであった場合、解除基準の判定において、乖離率がマイナスである場合(例:-16.8%)、乖離率は「15%未満」とみなします。
- 「実施基準に該当した日の株価<25日移動平均株価の場合」、すなわち、実施基準に該当した日の乖離率がマイナスであった場合、解除基準の判定において、乖離率がプラスである場合(例:+16.8%)、乖離率は「15%未満」とみなします。

(注2)(2)について、上場日から起算して10営業日以降24営業日までの間においては、「25日移動平均株価」とあるのは「上場来移動平均株価」と読み替え、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。

(1) 実施基準の該当日における株価が直前に行われた日々公表銘柄の指定又は措置に係る基準該当日の株価を超過していた場合において、各営業日の株価が上場来移動平均株価未満であるとき

(2) 実施基準の該当日における株価が直前に行われた日々公表銘柄の指定又は措置に係る基準該当日の株価未満であった場合において、各営業日の株価が上場来移動平均株価を超過しているとき

- 新規上場直後の銘柄の場合、「25日移動平均株価」は上場25営業日目から算出可能となるため、上場10-24営業日目までの間は「25日移動平均株価」ではなく「上場来移動平均株価」を使用します。
- また、上場9営業日目までは「25日移動平均株価」の読み替えが指定されておらず、代替する数値はありません。よって、「5営業日連続して」のカウントは最速で上場10営業日目から開始し、上場10営業日目から5営業日目である上場14営業日目になるまでは、措置の解除が公表されることはありません(最速で、上場15営業日目で解除となります)。

(注3) 上場廃止が決定された銘柄については、委託保証金の率の引上げ等の措置を解

除することができる。

- 規制銘柄について上場廃止が決定された場合には、委託保証金の率の引上げ等の措置を解除することがあります。

IV. その他

- ・ 株券以外の上場有価証券については、株券に準じて取り扱うものとする。ただし、ETF及びETNについては、商品性を踏まえて取り扱うものとする。
- ・ 「株価」は、直近の最終価格（最終気配表示が行われているときは、当該気配表示値段。）とする。
- ・ 「売買高」は、売買立会による売買高とする。
- ・ 「25日移動平均株価」とは、基準とする営業日を最終日とする連続した25営業日の株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入する。）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。
- ・ 「上場来移動平均株価」とは、上場日から基準とする営業日までの株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入する。）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。
- ・ 「信用取引の新規売付比率」及び「信用取引の新規買付比率」とは、売買立会における信用取引による新規売付け及び新規買付けの数量（売買が成立したものに限る。）の売買高に対する比率をいう。
- ・ 「売注文数量」及び「買注文数量」とは、午後立会終了時における、呼値の制限値幅の下限の値段の売呼値（成行呼値を含む。）の数量及び呼値の制限値幅の上限の値段の買呼値（成行呼値を含む。）の数量をいう（いずれも売買立会のものに限る。）。
- ・ 「信用取引の新規売注文比率」及び「信用取引の新規買注文比率」とは、午後立会終了時における、呼値の制限値幅の下限の値段の信用取引による新規売呼値（成行呼値を含む。）の数量の売注文数量に対する比率及び呼値の制限値幅の上限の値段の信用取引による新規買呼値（成行呼値を含む。）の数量の買注文数量に対する比率をいう（いずれも売買立会のものに限る。）。
- ・ 売残高及び買残高、信用取引の新規売付比率及び信用取引の新規買付比率、売注文数量及び買注文数量並びに信用取引の新規売注文比率及び信用取引の新規買注文比率は、いずれも取引参加者である証券会社の報告及び申告に基づいて集計するもので、事後的に取引参加者である証券会社により訂正の申告が行われた場合には、当該訂正の内容を考慮しないこととする。
- ・ 上記Ⅰ.～Ⅲ.にかかわらず、信用取引の利用状況から当取引所が必要と判断した場合には、信用取引による売付け若しくは買付け（取引参加者証券会社による自己の信用売り又は信用買いを含む。）の制限又は禁止の措置を実施することができる。

- 『「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン』「Ⅲ. その他」(P.15)と同様です。

以上